

## 件 名 奨学金制度における「入学一時金」の創設について

### 1 概要

本市の奨学金制度は、経済的な理由により修学が困難な学生に対して、入学後の学資金として奨学金の貸与を行っています。

一方、大学等の入学時には、入学金や諸費用（引越し費用等）が多額になることから、その資金準備が困難であるといった事例もあり、入学時の資金準備に対する支援が課題の一つでありました。

そこで、この課題に対応するため、大学等の入学時に必要となる資金に対する奨学金の貸与として、新たに「入学一時金」を創設することとしました。この入学一時金については、令和3年度の大学等入学予定者から貸与を実施します。

### 2 内容

- ・内 容：貸与額 20万円以内
- ・予 算：令和2年度予算（案）20万円×10人＝200万円
- ・対 象：翌年度、大学、短期大学、専修学校（専門課程）、各種学校（高等学校卒業又は同等以上の学業を入学条件とするもの）に入学の決定を受けた者
- ・貸与期間：入学時から大学等を卒業する月まで
- ・貸与時期：入学決定後（合格通知等で確認）当該年度内に本人に貸与
- ・返 還：卒業した翌月から10年以内に返還（無利子）
- ・入学一時金に関する奨学生の選考スケジュール
  - 8月～11月 奨学生募集
  - 10月～ 3月 奨学生の入学決定後、貸与決定通知、入学一時金貸与

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 担当者 | 教育総務課長 川村       |
| 連絡先 | Tel042-973-3602 |